# 現代中国地方財政の現状と課題

# ----遼寧省を事例に----

曹 瑞林

#### 要旨

現代地方財政制度を確立し中央と地方の事務配分と支出配分を規範化し、省政府以下の地方財政システムを健全化し、税収構造と税体系を改善することは、「第14次5か年規画」時期の重要な改革課題である。1994年分税制改革以降、地方税制が成立し、発展した地域の省級政府の財源が豊かで財政的自立性が高い。現行の地方税体系は、地方独立税と共有税の地方分からなり、地方独立税の比重が低い。地方政府は85%以上の公共財政支出の事務を分担している。近年、中央から地方への一般補助金と特別補助金の割合は財政移転総額の80%以上、一般補助金の割合は55%まで増加した。これは地方財政調整制度が本来の目的に叶ったといえる。

遼寧省の地方税体系は全国のそれと同様な傾向があり共有税の地方分が70%以上を占める。地方独立税の割合が低く、そのうちの不動産関連諸税が高い。また統合された後の付加価値税の地方分が若干税収減少の結果になった。遼寧省の社会保障関係費の高い割合は省財政支出の大きな特徴である。このような支出構造の変化と特徴は、教育、医療衛生、社会保障、インフラ整備といった本来的行政活動に重点を置くことを示している。現代地方財政制度を確立するために、地方独立税の割合を高めること、個人住宅の保有段階にある不動産税を導入すること、中央と地方、また地方政府間のそれぞれの権限と責任を規範化すること、地域住民の年金、医療などの社会保障制度を整備し省政府の財政補助が増額することなどが求められる。

キーワード: 地方財政、都市・農村間と省級地区間の格差、公共サービスの不均衡、ナショナル・ミニアム、 地方税体系、地方財政調整制度、遼寧省

## 目次

#### はじめに

- 第1章 研究の視点と先行研究
- 第2章 中国の地方財政の現状とその特徴
- 第1節 中国の4層地方政府とその財政的自立性
- 第2節 中央と地方の税源配分とその特徴
- 第3節 地方税体系の現状とその特徴
- 第4節 中央と地方の事務配分(経費配分)
- 第5節 中央政府から省級政府への財政移転
- 第3章 省政府財政の現状とその特徴 一遼寧省を事例に 一
- 第1節 遼寧省の財源構造とその特徴
- 第2節 遼寧省の地方税体系と税収構造
- 第3節 遼寧省の財政支出構造とその特徴
- 第4節 現代中国地方財政の改革課題

おわりに



# はじめに

1994年の税制改革と分税制改革によって中央と地方の税源配分が行われ、現行の地方財政制度が成立し、地方税が地方政府の自主財源の主体となり、地方政府の財政的自立性が高くなった。その後の一連の改革を経て、2018年現在、共有税である付加価値税、企業所得税と個人所得税が地方税体系の中心となっている。省政府の財政支出における文教費、社会保障関係費、公共事業費、都市農村コミュニティ建設費など、地方政府にとつて本来の行政活動、住民の生活とかかわりの深い公共財政支出が大きなウエイトを占めている。これは、省政府の財政支出が公共サービスの充実や住民の生活と関係する支出に重点を置くようになったことを示している。

しかし、現代地方財政制度の構築に向けて地方政府は財源の確保、充実する公共サービスの提供、中央政府との財政関係など、様々な課題に直面している。地方政府の自主財源の中心となる地方税の構成を見ると、地方独立税の比重が低く、その三分の二以上の地方税収入が中央地方共有税からなること、また地方独立税は、ほとんど土地と不動産に限定され、不動産関連諸税が地方税におけるウエイトが高いこと、共有税である個人所得税は地方税におけるウエイトが低く、所得再分配の役割を十分に果たしていないこと、さらに地方政府は課税自主権を持っていないことなどがそれである。

現代地方財政制度を構築し中央と地方の事務配分と経費配分を規範化し、省政府以下の地方財政システムを健全化し、個人所得税を含む直接税のウエイトを高めることによって税収構造と税体系を改善することは、今後の「第14次5か年規画(2021-2025)」時期の重要な改革課題である。

本研究は、現行の中国地方財政の現状と改革課題を検討することである。具体的には、次の2点ある。一つは、地方政府の財政的自立性、中央政府と地方政府の税源配分、地方税体系と経費配分(事務配分)、および中央政府から省級政府への財政移転から中国の地方財政の現状とその特徴を検討する。もう一つは、遼寧省を事例に省政府の財源構造、税収構造、地方税体系と財政支出構造の実態とその特徴を明らかにするうえで、現代中国地方財政の改革課題を提示する。

#### 第1章 研究の視点と先行研究

本章では、中国の地方財政の研究視点を示し、中国の地域の多様性、都市農村間と省級地区間の経済格差とその是正の必要性、また個別な省政府財政を研究する重要性と遼寧省を対象に研究する理由を説明するとともに、先行研究の限界に言及する。

本研究の視点は次の2点である。第1に、都市農村の広域性、省級地区と大都市の人口規模を念頭に置きながら中国の都市農村間と省級地区間の経済力格差と財政力格差を是正し、公共サービスの均等化の水準を高めることを重視する。中国の地方財政改革は、中国の経済改革と市場経済発展の重要な一環であり、従来の都市を重視する財政から都市農村間の格差を縮小するための財政へ、また経済成長を重視する財政から地域住民の生活を改善し、地域のインフラ整備、義務教育、社会保障を含む公共サービスを提供するための公共財政に転換してきた。この背景の下で中国の地方財政改革が目指しているのは、地域的不均等の発展とその格差問題を是正し、地域の公共財政システムを構築するうえで、現代地方財政制度を確立することであるといえる10。

しかし、中国は面積が広域であり、1億人を超える省級地区は2省あり、2018年末の広東省の人口は1億1,346万人、山東省は1億0,047万人に達している。3,000万人以上の人口規模を有する省級地区は16もある<sup>2)</sup>。中国には都市部地域と広範な農村部地域がある。各地域は、自然的、歴史的条件、社会経済の発展の度合い、文化などによって多様的である。北京、上海、天津のような直轄市や東部沿海地域の省級地区と内陸部中西部地域にある省級地区との間には、経済力格差と財政力格差が存在している。経済的に発展した地域は財政的自立性が高く、公共サービスの水準も高い。しかし、経済的に遅れた地域は公共サービスの水準も低い。中央政府は地域間の公共サービスの均等化を図り、所得の再分配機能を発揮するために、とくに内陸部地域の省級政府に傾斜的な財政移転を行っているが、まだ十分ではない。

省級政府は、地域のインフラ整備、義務教育、社会保障などの公共サービスの85%以上の事務を分担し、ナショナル・ミニマムを保障するうえで重要な役割を果たしている。現在、一部の省級地区や大都市では、自身が調達した自主財源、とくに地方独立税のウエイトが低く、地域の住民に十分な公共サービスを提供するための財源が不足している。それを解決するため、中央政府からの財政移転と地方債の発行および土地財政収入に依存している3

第2に、遼寧省を対象に分析する理由についてである。遼寧省は中国の東北地域に位置し、日本や韓国との経済交流が進んでいる地域であり、東北アジア地域における重要な地域でもある。遼寧省は歴史的には中国の重要な工業基地であり、装備製造業が発展し、大中型国有企業が集積され、国有経済のウエイトが相対的に高い地域であり、国民経済の発展に重要な役割を果たしてきた。しかし、1990年代後半以降、国有企業改革の深化に伴い大量の企業従業員が余儀なく削減され、現在、年金生活を送っている。この背景の下で年金や医療などの社会保障に対する省政府の財政負担が重い。遼寧省を対象に省政府財政を分析することを通して、地方財政の諸問題を抱える他の省級地区の改革にとって参考になる4。

中国の地方財政についての研究は、これまで日中両国において多く行われてきたが、中央政府と省政府との税源配分と事務配分、地方税体系および地方財政調整制度の角度からの分析が少ない。また地方財政の特徴を個別の省についての分析がなお少ない。本研究は、中国の地方財政研究の視点を重視しながら、個別な省政府財政の実態とその特徴を分析するうえで、現代中国地方財政の改革課題を提示する。

# 第2章 中国の地方財政の現状とその特徴

本章では、中国の4層地方政府と地方政府の財政的自立性、中央政府と地方政府の一般会計収入を含む全国財政収入と税収構造、中央税体系と地方税体系、全国財政支出の現状を検討するうえで、中国の地方財政の特徴を整理する。

## 第1節 中国の4層地方政府とその財政的自立性

中国の地方政府には、省級(直轄市・省・自治区)、地級市(副省級都市、計画単列都市、地区)、県(区、県級市)、郷(鎮)という4層の地方政府とその財政があり、それぞれ独自の役割を持っている。中国の市と県の概念は、日本の市や県との間に大きな違いがある。中国の地級市は、省を構成する行政単位であり、また都市部の区や県級市、農村部の県から構成される。2018年末まで、中国には、333の地級レベルの地方政府(地級市 293)、2,851の県級レベルの地方政府(区 970、県級市 375、県 1,335、自治県 117)と 39,945の郷・鎮級の地方政府(鎮 21,297、郷 10,253)から構成される。地級市の人口規模が大きく数百万人のものが多い。中国の県は、農村地域の行政単位であり、郷や鎮という基礎的行政単位からなる。各地方政府の財政は本級財政と下級政府の財政から構成されている 50。

中国の省級政府は下級政府を管轄・監督し、支援する関係となっているため、大きな権限と責任を持っている。東部沿海地域の省級政府はその財政的自立性が高い。しかし、経済発展が遅れた地域の基層政府の財政力が弱いことがあるため、下級政府は省級政府に対する財政的自立性が高いとは言えない。また法制上では、地方自治は明確に規定されていないが、各級地方政府、特に経済的に豊かな地域の省級政府や大都市政府はかなりの自立的な決定権や自立性を持ち、「実質的な地方自治」の要素が存在している。省級政府は、地域の国民経済社会発展に対する経済的権限が大きく、地方財政システムは分権的であるといえる。課税自主権には制限があるものの、1994年の分税制以来、地方税を中心とする地方税制が形成され、地方財政の予算や決算は市人民代表大会(議会)の承認を受けている。

#### 第2節 中央と地方の税源配分とその特徴

中央と地方の税源配分の現状を検討する前に、政府の収入と国家財政収入の規模および税収規模の現状を見てみる。第 18 期三中全会(2013 年 11 月)では、「改革の全面的な深化における若干の重大な問題に関する中共中央の決定」(以下、「決定」を略する)が採択された。国家のガバナンス体系とガバナンス能力の現代化を推進するために、経済体制改革を重点とする諸改革を深化するための政策が打ち出された。「決定」では、税財政改革については、「予算管理制度の改革」、「租税制度の整備」、「権限と支出が対応した制度の確立」を改革課題としている。政府の予算制度改



革によって政府の収入と支出がすべて予算内に組み入れられるようになった。現在、政府の予算は次の4つである。 それは、一般公共予算収入(一般会計収入)、国有土地使用権譲渡金収入を含む政府性基金予算収入、(日本の特別会計に相当する)、社会保険基金予算収入、および国有企業の上納利潤の国庫への納付を含む国有資本経営予算収入から構成される70。

2018 年に全国(中央+地方)一般公共財政収入は、政府予算収入の53.8%(18 兆3,359.84 億元(決算)、国内外の債務収入を含まず)を占める。税収(中央+地方)は、全国一般公共財政収入の85.3%(15 兆6,402 億元)である。税外収入は、同14.7%(2兆6,956 億元)を占める。税外収入は、専項収入、国有資源(資産)有償使用収入、国有資本経営収入と罰金収入などからなる®。2018 年に、全国政府性基金収入は、同22.2%(7兆5,479 億元、決算)であり、そのうち、国有土地使用権譲渡金収入は全国政府性基金収入の83.3%(6兆2910.5 億元、決算)、全国一般会計収入の34.3%に相当する。年金保険、医療保険と失業保険などを含む全国社会保険基金収入は同23.2%(7兆9,002億元、決算)であり、そのうち、年金保険基金収入は、全国社会保険基金収入の69.4%を占める。全国国有資本経営収入は2905億元であり、そのうちの利潤収入は全体の73.6%(2138 億元)である®。

現行の税収構造(中央 + 地方)の中で、付加価値税、個別消費税、企業所得税と個人所得税が主要税となっている。 2018 年にこの 4 つの主要税は全税収の 77.6% を占める。そのうちの付加価値税は、6 兆 1,530 億元であり、全税収の 39.3% である。個別消費税は、1 兆 0,631 億元で同 6.8% である。この両税を合わせて全税収の 46.1% を占める。1984 年税制改革以来、消費課税が全税収に占める割合が一貫して直接税より高い割合を占めている  $^{10}$ 。

直接税である企業所得税は3兆5,323億元で、全税収に占めるウエイトは22.6%であり、付加価値税に次いで二番目大きい。個人所得税は1兆3,871億元で同8.9%である。この両税を合わせて、全税収の31.5%を占める。消費課税のウエイトが高いのに対し、直接税のウエイトが相対的に低い。個人所得税が全税収に占めるウエイトは8%台にとどまっている。

不動産税、城鎮土地使用税、土地増値税、耕地占用税、契約税の5つの不動産関連諸税は補完的諸税であり地方独立税の主体である。2018年の不動産関連税収入の割合は税収全体の11.5%(1兆7,966億元)を占める。2018年の税外収入は、2兆6,956億元であり、国家一般会計収入の14.7%を占める。

I. 直接税	1. 所得課税	1) 企業所得税 (22.6%、共) 2) 個人所得税 (8.9%、共)
	2. 収益税	3) 城鎮土地使用税 (1.5%、地) 4) 資源税 (1.0%、共)
	3. 資産課税	5) 不動産税 (1.8%、地) 6) 車船税 (0.5%、地)
	4. キャピタル・ゲイン税	7) 土地増価税 (3.6%、地)
Ⅱ. 間接税	5. 消費課税	8) 付加価値税 (39.6%、共) 9) 個別消費税 (7.2%、中) 10) 関税 (1.8%、中) 11) 都市維持建設税 (3.1%、共)
	6. 流通課税	12) 印紙税 (1.4%、共) 13) 契約税 (3.7%、地) 14) 車輌購入税 (2.2%、中) 15) 煙葉税 (0.1%、地) 16) 船舶トン税 (一、中)
Ⅲ. その他の税	7. その他の税	17) 耕地占用税 (0.8%、地) 18) 環境保護税 (0.1%、地)

表 1 現代中国税体系(2018年現在)

注1) 現代中国税体系の区分は、劉佐著『中国税制概覧(2020年版』、税収の割合は『中国財政統計年鑑』pp295により作成。各税の名称の次に括弧書きされている「共」は、中央地方共有税、「地」は、地方税、「中」は、中央税を意味する。

2018年以降の中央地方の税源配分率の変化について見てみる。1994年の分税制改革により中央政府と省級政府との間には税源配分が行われたが、その後、改正が行われてきた。

サービス消費税(中国語では、「営業税」)から付加価値税(中国語では「増値税」)への統合について、2017年11月に国務院が「営業税暫行条例」を廃止するとともに、「付加価値税暫行条例」に対する改正を行った。この改定によって実質的な地方独立税としてのサービス消費税が付加価値税に統合されることになった。これは2018年の中央と地方の付加価値税の配分率からわかる。2018年の付加価値税の配分率は、従来の中央75%から50%になった。統一された後の付加価値税の配分率は、税関代行徴収分を除いて中央は50.0%、地方は50.0%となっている111。

企業所得税について、規定に基づく中央政府の税収分を除いたその他の大部分は中央 60%、地方 40% のように配分される。個人所得税は、中央 60%、地方 40% のように配分される。資源税のうち、海洋石油企業の納付する税収は中央税、残った分は地方税である。印紙税のうち、株式取引の税収は中央税であり、その他の印紙税の収入は地方税である。都市維持建設税(付加価値税と個別消費税の付加税)のうち、各銀行本社、保険会社本社が納付した税収分は中央税、残った分は地方税である 120。

全租税収入に占める中央税のウエイトは分税制改革以前の 1993 年の 20.8%から分税制改革以降の 1994 年の 55.2% まで高くなった。中央税のウエイトは 1994 ~ 2010 年までの 55% 前後から 2014 ~ 2018 までの 50 ~ 52% 程度に変わった。 2018 年に中央税のウエイトは 51.4% であり、中央と地方(省級政府)の税源平均配分率は 51.4:48.6 となった。 中央政府の税源配分率は地方のそれより 2.8% 大きい  $^{13}$ 。

中央税収の規模は、1994年の2,831.9億元から2018年の8兆0,448億元まで28倍増加した。地方税収の規模は、1994年の2,294.9億元から2018年の7兆5,954億元まで33倍増加した。地方税収の増加は、共有税である付加価値税、企業所得税と個人所得税の増加、経済成長に伴う個人所得の増加と都市部住宅市場の拡大により、地方の独立税としての不動産関連諸税が急速に増加していることによる140

	全租	税収入	中央	税収入	地方	税収入	国家財政収入	財政収入対
	(%)	指数)	(%)	(指数)	(%)	(指数)	(中央・地方)	GDP 比率
1993	4,255.3 (100)		883.9 (20.8)		3,371.3 (79.2)		4,348.9	12.2
1994	5,125.8 (100)	(100)	2,831.9 (55.2)	(100)	2,294.9 (44.8)	(100)	5,218.1	10.8
2000	12,581.5 (100)	(245)	689,2.6 (54.8)	(243)	568,8.8 (45.2)	(247)	133,95.0	13.4
2005	28,778.5 (100)	(561)	16,051 (55.8)	(566)	12,726.7 (44.2)	(554)	31,649.2	17.0
2010	73,210.7 (100)	(1428)	40,509.3 (55.3)	(1430)	32,701 (44.7)	(1424)	83,101.5	20.3
2014	119,175.3 (100)	(2325)	60,035.4 (50.4)	(2119)	59,139.9 (49.6)	(2577)	140,370.0	22.1
2016	130,360.7 (100)	(2543)	65,669.0 (50.4)	(2318)	64,691.6 (49.6)	(2818)	159,604.9	21.6
2017	144,369.87 (100)	(2817)	75,697.15 (52.4)	(2673)	68,672.72 (47.6)	(2992)	172,592.77	21.0
2018	156,402.86 (100)	(3051)	80,448.07 (51.4)	(2841)	75,954.79 (48.6)	(3310)	183,359.84	20.4

表 2 中央と地方の税収配分の推移(単位:億元、%、決算)

注:国家財政収入には国内外の債務収入が含まれていない。出所:『中国財政年鑑』各年版により作成。



# 第3節 地方税体系の現状とその特徴

2018 年現在の中央税体系と地方税体系の現状と特徴は次のように整理できる。第1に、共有税が中央税と地方税の中心となっている。2018 年には、中央税と地方税を合わせた全租税収入は15兆6402 億元(100)である。全税収に占める共有税の割合は75.5%に達しており、そのうち、共有税の中央分は38.0%で、共有税の地方分は37.5%となっている。第2に、地方税体系は、地方独立税と共有税の地方分からなる。2018 年に地方税は、全税収に占めるウエイトは49.6%であり、そのうち、地方独立税が全税収に占める割合は11.4%である。全税収に占める共有税の地方分の割合は37.5%である。この意味からみると、中国の地方税体系は共有税中心であると言える。第3に、不動産関連諸税は地方独立税の主体である。2018 年に全税収における地方独立税は12.0%であるが、土地不動産関連諸税は全税収の11.5%を占める。第4に、中央税は中央独立税と共有税の中央分からなる。2018 年の中央独立税が全税収に占める割合は11.7%で、全税収に占める共有税の中央分の割合は38%である。中央税体系も共有税中心となっている。第5に、地方独立税の比重が低く、普遍性、安定性と応益性などの地方税原則に基づく地方税体系として、財産保有税である家屋税が地方税となっていない150。

表3 中国の中央税と地方税の体系(2018年)(単位:%、決算)

次3 中国の中大代と地方代の体示(2010 年)(年位:20、伏昇)						
国 税	中央独立税 (全租税収入 (中央 + 地方) に占めるウエイトは 11.7%、以下同様)					
(中央税)	1) 個別消費税 (消費税) (7.2%)					
50.4%	2) 純輸入にかかる付加価値税・個別消費税 (0.5%)					
	3) 関税 (1.8%)					
	4) 車輌購入設置税 (2.2%)					
	5) 船舶トン税 (一)					
	1) 付加価値税(増値税)(地方との配分率 50.0%、以下同様)					
	2) 企業所得税 (同 60.0%)					
	4) 個人所得稅 (同 60%)					
	5) 印紙税 (同 96.0%)					
	6) 都市維持建設税 (同 3.8%)					
	7) 資源税 (同 3.3%)					
地方税	地方独立税(全租税収入(中央 + 地方)に占めるウエイトは 12.0%)					
49.6%	1) 契約税 (契税) (3.7%)					
	2) 不動産税 (房産税) (1.8%)					
	3) 城鎮土地使用税 (1.5%)					
	4) 耕地占用税 (0.8%)					
	5) 土地増価税 (3.6%)					
	6) 車船使用税(国内)(0.5%)					
	7) 煙葉税 (0.1%)					
	1) 付加価値税(増値税)(50.0%、中央との配分率、以下同様)					
	3) 企業所得税 (40.0%)					
	4) 個人所得税(40.0%)					
	5) 印紙税 (4%)					
	6) 都市維持建設税(96.2%)					
	7) 資源税(96.7%)					
(33.)	ᆸᄺᅪᆉᇬᇎᄺᄺᆟᆉᆟᄼᅑᄺᆄᇌᇎᆛᆟᄬᇧᇎᆉᆛᇎᆉᄝᇎᆘᅩᆉᄬᇎᆛᆉᆟᇬᆛᅜᆛᄖᆛᅜᅩᆉᄝᄴᅜᅷᄓᆘᆛ					

<sup>(</sup>注) 中央独立税と地方独立税の数値は全税収に占めるウエイトであり、共有税の中央分と地方分にある数値は共有 税の中央地方間の配分率である。

(出所)『中国財政年鑑』2019年版による。

現在の地方税体系の特徴は、地方独立税と共有税の地方分からなる。地方独立税の比重が低く、不動産関連諸税は 地方独立税の主体である。財産保有税である家屋税が地方税となっていない。

#### 第4節 中央と地方の事務配分(経費配分)

この節では、中央政府と地方政府の事務配分(経費配分)について検討する。中央政府と地方政府の事務配分(経費配分)は、1994年分税制改革とその後の財政改革によって細分化してきた。公共財政支出に計上されている中央と地方の経費項目は、ほぼ同様なものである。近年、地方政府の経費にはその他の地域に対する支援支出が計上されることになった。2018年現在の中央政府と地方政府の経費配分は、次のようになっている。それは、一般公共サービス(行政事務、統計・財政・審計、税関事務、人力資源事務等)、外交、国防、公共安全(武装警察、警察、裁判所、司法)、教育(普通教育、職業教育等)、科学技術、文化教育とメディア、社会保障と雇用(基本年金保険基金に対する財政補助、行政事業単位離退職金、都市・農村住民の最低生活保障、雇用補助等)、医療衛生(基本医療保険基金に対する財政補助、公共衛生、公立病院、基層医療衛生機構等)、省エネルギー環境保全(汚染防止保全、自然生態保護、省エネルギー節約利用等)、都市・農村コミュニティー(公共施設・環境衛生、管理事務等)、農林水(農業、林業、水利、貧困扶助)、交通運輸、資源探査情報等、商業サービス等、金融支出等、その他の地域に対する援助(教育、医療衛生)、国土資源気象等、住宅保障、食糧食油物資管理、国内外債務の利子償還、国内外債務発行費とその他支出の22~23項目の事務である16。

表 4 中央政府と地方政府の事務配分(経費配分)(2018年現在)

地方財政(省政府)
1. 一般公共サービス支出
2. 外交支出と外国援助支出
3. 国防費
4. 公共安全(警察、検察、裁判支出)
5. 教育費
6. 科学技術費
7. 文化教育とメディア支出
8. 社会保障関係費と雇用支出
9. 医療衛生と計画生育費
10 省エネルギ・環境保全費
11. 都市農村コミュニティ支出
12. 農林水支出
13. 交通運輸の整備費
14. 資源地質探査費
15. 商業サービス業関連費
16. 金融支出
17. その他の地域支援支出
18. 国土海洋気象等支出
19. 住宅保障と住宅改革支出
20. 食料・食油物資管理
21. 国内外債務の元利償還
22. 国内外債務発行費
23. その他支出

(出典)『中国財政年鑑(2019年版)』などにより作成。

中央政府と地方政府の財政支出のウエイトには大きな違いがある。2018年の全国(中央+地方)一般公共財政支出(決算)は22兆0,904億元である。中央一般公共予算支出は、10兆2,388億元であり、そのうち中央から地方への財政移転支払いと税収還付は、中央一般公共財政支出の68.1%(6兆9,680億元)を占める。中央本級支出は同14.8%(3兆2,707億元)である。これに対して、地方(省級)一般公共予算支出は18兆8,196億元である。地方政府は85%以上の公共財政支出の事務を分担している17)

2018年の中央と地方の具体的な支出項目は次のようになっている。教育費(普通教育、職業教育)では、地方は全体(3兆0,438.2億元)の94.6%(3兆2.169.4億元)を分担し、中央は同5.4%(1,731.2億元)しか分担していない。



社会保障と雇用補助では、地方政府は、社会保障と雇用費全体(2 兆 7,012 億元)の 95.6%(2 兆 5,827.5 億元)、中央は同 4.4%(1,184.54 億元)、医療衛生では、地方は全体の 98.7%(1 兆 5,412.9 億元)、中央は同 1.3%(210.6 億元)、都市・農村コミュニティー整備では、地方は全体の 99.6%(2 兆 2,037.7 億元)、中央は同 0.4%(86.3 億元)である。交通運輸では、地方は全体の 88.4%(9,969 億元)、中央は同 11.6%(1,313.7 億元)である。低所得者向けの住宅保障費では、地方は全体の 92.6%(6,299.9 億元)、中央は同 7.4%(506.4 億元)である  $^{18}$ )。

上述した分析からわかるように、地方政府は85%以上の公共財政支出の事務を分担している。交通インフラ整備を除いて国民生活と関係の深い教育、社会保障と雇用、医療衛生、都市・農村コミュニティ整備の行政活動に必要な支出の95%以上は、地方政府が分担している。

## 第5節 中央政府から省級政府への財政移転

この節では、中国の地方財政調整を行う必要性と中央から省級政府への財政移転の現状について説明を行う。現行の中国の地方財政調整制度は1994年分税制改革によって形成されたものである。中国には31の省級地区があり、都市・農村間、省級地区間の経済格差と財政力格差が大きい。中央政府は、国民のナショナル・ミニマム(最低限の生活水準)を保障するために、省級政府に対し財政移転を行っている。2003年以降、省級政府は地域の住民の健康で文化的な最低限度の生活水準を保障し、地域の公共サービスの水準を高めるために、地級市政府や県級政府に対し財政移転を行っている。中央政府は特に中西部地域の一部の省級政府に対し傾斜的財政移転を行っている。また省級政府は省内の経済発展が遅れ、財政力が弱い下級政府に対しより多くの財政移転を行っている。本稿では、中央政府による省級地方政府間の財政力格差を調整することを第一段階の地方財政調整とし、また省級地方政府による省級地区内の各地域間の財政力格差を調整することを第二段階の地方財政調整とする190。

現在、中央政府から省級政府に対し行われている財政移転の方法は、「一般性移転支払(一般補助金)」、「専項移転支払(特定補助金)」と「税収還付」の3つである。これらは地方政府の財政収入項目では、「中央から地方への税収還付と財政移転支払」として計上されている<sup>20)</sup>

中央政府による省級地方政府への財政調整の実態についてであるが、2018年の地方政府の自主財源は9兆7,903億元であり、地方一般公共財政支出額(18兆8196億元)の52.0%に相当する。その不足分の財源が中央政府から地方(省級)政府への財政移転支払(一般財政移転支払+専項財政移転)と税収還付によって補填される。2018年に中央政府から地方政府への財政移転と税収還付額は、6兆9,680億元であり、地方一般公共予算収入の41.6%を占める<sup>21)</sup>。

2018年に中央政府から中西部地域に対する財政移転額は、5兆2,583億元であるという報告があり、これは中央から地方への財政移転総額(一般性移転支払+専項移転支払=6兆1649億元)の85.3%に達している<sup>22)</sup>。

中央政府から地方政府への財政移転額は、1995 年の 2,532 億元から 2018 年の 4 兆 5,361.6 億元まで増加してきた。この 23 年の間に 17.9 倍の増加となった。中央財政支出全体に占める財政移転の割合は年々増加して 2000 年 (46.6%)を除いて 1995 ~ 2007 年までは、ずっと 50% を超えて、2008 ~ 2010 年までは、62 ~ 66% 台まで、2011 ~ 2018 年までは、中央財政支出の 68 ~ 70% に達している  $^{23}$ 。

本来の地方財政調整の手段である一般補助金(一般性財政移転支払)と特定補助金(専攻移転支払)について見てみる。一般性財政移転支払額は、1995年の290億元から2018年の3兆8,722.0億元まで133倍増加した。専項移転支払額は1995年の374.7億元から2018年の2兆2,927.0億元まで61倍増加した。これに対して「税収還付」は1995年の1,868.2億元から2018年の8031.5億元まで、この23年の間に4.2倍の増加となっている240。

中央政府から地方政府への財政移転総額に占める一般性移転支払と専項移転支払両者の割合は、1995 年の 26.3% から 2018 年の 88.7% まで飛躍的に拡大した。また、一般補助金(一般性財政移転支払)の中央からの財政移転総額に占めるウエイトは、1995 年の 11.5% から 2001 年の 26.2%、2010 年の 40.9%、そして、2013  $\sim$  2018 年までは 50  $\sim$  55%(2018 年 55.6%)まで飛躍的に増加した。このことは、中央政府は地方への財政移転を通じて国民のナショナル・ミニマムを保障し、地域間の公共サービスの均等化を図るために大きな役割を果たし、地方財政調整の本来の目的に叶うようになったといえる  $^{25}$ 。

今後の課題としては、税収還付を廃止すべきである。その財源を経済的発展が遅れている中西部地域の一部の省級

表 5 一般転移支払、専項移転支払、税収還付の推移 単位:億元(%)

	中央財政支出(A)	中央から地方への	財政移転総額 (B)		
		B/A (%)	一般財政移転	専項移転支	税収還付
1995	4529.4 (100)	2532.9 (55.9)	290.0	374.7	1,868.2
		(100)	(11.5)	(14.8)	(73.8)
1998	6447.1 (100)	3285.3 (51.0)	313.1	889.5	2082.7
		(100)	(9.5)	(27.1)	(63.4)
1999	8,238.9 (100)	3,992 (49.6)	511.4	1,360	2,120.6
	10.10=1 (10.0)	(100)	(12.8)	(34.1)	(53.1)
2000	10,185.1 (100)	4747.6 (46.6) (100)	893.4 (18.8)	1647.7 (34.7)	2,206.5 (46.5)
2001	11,769.9 (100)	6,117.2 (52.0)	1,604.8	2,203.5	2308.9
2001	11,709.9 (100)	(100)	(26.2)	(36.0)	(37.7)
2002	14,123.4 (100)	7,352.7 (52.1)	1,944.1	2,401.8	3006.8
2002	11,120.1 (100)	(100)	(26.4)	(32.7)	(40.9)
2003	15,681.5 (100)	8,058.2 (51.4)	2,241.2	2,391.7	3425.3
		(100)	(27.8)	(29.7)	(42.5)
2004	18,302.0 (100)	10,222.4 (55.9)	2,933.7	3,237.7	4051.0
		(100)	(28.7)	(31.7)	(39.6)
2005	20,259.9 (100)	11,120.1 (54.9)	3,715.8	3,647.0	3757.3
		(100)	(33.4)	(32.8)	(33.8)
2006	23,492.8 (100)	13,589.4 (57.8)	5,024.9	4,634.3	3930.2
		(100)	(37.0)	(34.1)	(28.9)
2007	29,579.9 (100)	17,325.1 (58.6)	7,017.2	6,186.9	4121.0
0000	00.0040 (100)	(100)	(40.5)	(35.7)	(23.8)
2008	36,334.9 (100)	22,710.5 (62.5) (100)	8,491.0 (37.4)	9,397.3 (41.4)	4822.2 (21.2)
2009	43,819.5 (100)	28,563.7 (65.2)	11,317.2	12,359.8	4,886.7
2009	45,019.5 (100)	(100)	(39.6)	(43.3)	(17.1)
2010	48,330.8 (100)	32,341.0 (66.9)	13,235.6	14,112.0	4,993.3
2010	10,000.0 (100)	(100)	(40.9)	(43.6)	(15.4)
2011	56,435.3 (100)	39,921.2 (70.7)	18,311.3	16,569.9	5,039.8
		(100)	(45.9)	(41.5)	(12.6)
2012	64,126.3 (100)	45,361.6 (70.7)	18,804.1	21,429.5	5,128.0
		(100)	(41.5)	(47.2)	(11.3)
2013	68491.68 (100)	48019.92 (70.1)	24362.72	18610.46	5046.74
		(100)	(50.7)	(38.8)	(10.5)
2014	74161.11 (100)	51591.04 (70.0)	27568.37	18941.12	5081.55
			(53.3)	(36.7)	(10.0)
2015	80639.66 (100)	55097.51 (68.3)	28455.02	21623.63	5018.86
0016	0000455 (100)	F0 400 7 (20 4)	(51.6)	(39.3)	(9.1)
2016	86804.55 (100)	59,400.7 (68.4)	31864.93 (53.6)	20708.93 (34.9)	6826.84 (11.5)
2017	94,908.93 (100)	65,051.7 (68.5)	35,145.5	21,883.3	
401 <i>1</i>	34,500.35 (100)	(100)	(54.0)	(33.6)	8,022.8 (12.3)
2018	102,388.47 (100)	69,680.66 (68.1)	38,722.0	22,927.0	8031.5
2010	102,000.47 (100)	(100)	(55.6)	(32.9)	(11.5)

出所:『中国財政年鑑』各年版、1995-2011 年までの財政移転総額および一般財政移転、専項財政移転は、馬海濤主編『中国分税制改革 20 周年:回顧と展望』65 頁、それ以降の中央から地方への財政移転総額は、『中国財政統計年鑑』各年版、財政部の「中央予算報告」各年版により作成。



地区や農村地域に対して財政移転を大幅に増加する。経済的に遅れた農村地域のナショナル・ミニマムを確保するための財源が求められているからである。

中国には4層の地方政府があり、経済的に発展した地域の省級政府は財政的自立性が高く、地方財政システムは分権的であるといえる。省級政府は下級政府に対し管轄・監督し支援する関係となっているため、大きな権限と責任を持っている。現在の政府の予算は、一般公共予算収入、政府性基金予算収入、社会保険基金予算収入、および国有資本経営予算収入の4つからなる。中央と省級政府の税源平均配分率は51.4:48.6 (2018年)となっている。付加価値税とサービス消費税の統合によって、2018年の中央と地方の付加価値税の配分率は、従来の中央75%、地方25%から中央50%、地方50%に変化した。地方政府の財源は、地方税を中心とする自主財源と中央政府から財政移転、一般地方債などから構成される。地方税体系の特徴は、地方独立税と共有税の地方分からなる。地方独立税の比重が低く、不動産関連諸税は地方独立税の主体となっている。財産保有税である家屋税が地方税となっていない。

地方政府は85%以上の公共財政支出の事務を分担している。中央政府から地方政府への財政移転では、一般性移転支払と専項移転支払両者は、80%以上を占め、一般補助金の割合は55.6%(2018年)まで増加した。このことは、中央から地方への財政移転が都市農村間、また省級地区間の不均等発展とその格差を是正し、公共サービスの均等化とその水準の向上に大きな効果を収め、地方財政調整の本来の目的に叶ったと言える。今後、中西部の一部遅れた地域や農村地域に対して財政移転を大幅に増加して、それらの地域のインフラ整備、義務教育、社会保障、電力の確保などの公共サービスの充実に必要な財源が求められる。

次の章では、中国の地方財政の現状と特徴について遼寧省の地方財政の分析を通して明らかにする。

# 第3章 省政府財政の現状とその特徴―遼寧省を事例に―

本章では、遼寧省を事例に省政府財政の現状とその特徴を検討する。

#### 第1節 遼寧省の財源構造とその特徴

遼寧省は、東北三省の南部に位置し、中国における重化学工業基地である。遼寧省は瀋陽、大連、鞍山、撫順、営口、本渓、丹東、錦州、葫芦島、鉄嶺、朝陽市などの14の地級市および39の県域(17 県級市、19 県、8 自治県)から構成される。2018 年の遼寧省国民経済・社会発展統計公報によれば、遼寧省の常住人口は4,359.3 万人であり、そのうちの都市部人口は全体の68.1%(2,968.7 万人)、農村部人口は同31.9%(1,390.6 万人)である。遼寧省の2018年のGDPは2兆5,315.4億元で、対前年比成長率は5.7%であり、そのうち、第1次産業は省内GDPの8.0%(2,033.3億元)、第2次産業は同39.6%(10,025.1億元)、第3次産業は52.4%(13,257億元)である。2018年の遼寧省1人当たりGDPは58,008元であり、全国平均の64,644元より低い水準にある26。遼寧省の財政収入は、全国の財政収入と同様に次の4つから構成される。それは、一般公共予算収入(一般会計収入)、国有土地使用権譲渡金収入を含む全省政府性基金予算収入、国有企業の上納利潤を含む全省国有資本経営予算収入および全省社会保険基金予算収入からなる。

2018年に遼寧省の一般公共予算収入と中央政府から省政府への税収還付と財政移転、地方政府一般債務収入などの合計は、7,598.6億元、全省の政府性基金予算収入は、934.1億元、国有資本経営予算収入は、58.9億元、社会保険基金予算収入は、3321.5億元である。遼寧省の財政は省政府自体の財政(本級財政)と下級市の各財政から構成される。財政統計には本級財政とその他の財政を含めた数値が計上されているので、それが用いられる<sup>27)</sup>。

『中国財政年鑑』では、省政府の一般会計収入と支出を「一般公共予算収支決算総表」としている。省政府の一般会計収入には、「一般公共予算収入」と「中央政府から省政府への税収還付と財政移転、地方政府一般債務収入」などから構成される。一般公共予算収入は、遼寧省政府が自身で調達する税収と税外収入であり、日本の「自主財源」に相当するので、それが用いられる。依存財源には、財政移転と税収還付(中央政府補助収入)、地方政府一般債務収入、その他がある。遼寧省の財源構造の実態と特徴は、自主財源と依存財源という2つの概念に基づいて次のように整理できる<sup>28)</sup>。

第1に、2018年に遼寧省の自主財源と依存財源の合計は7,598.6 億元である。地方税を中心とする自主財源のウエイトは省政府の一般会計収入の34.4%(2,616 億元)を占める。地方税は一般会計収入の26.0%(1,976.1 億元)である。2018年の遼寧省の自主財源は2,616. 億元であるのに対し、一般公共財政支出は5,337.7 億元である。その差額は2,721.6億元である。この差額は中央政府からの財政移転と地方政府一般債務収入等で補填される29。

第2に、省級地区間の財政力格差が大きい。2018年に遼寧省の自主財源は東北三省にある吉林省と黒竜江省より高いが、南方地域の富裕な浙江省と比べて低い。2018年に浙江省の地方税と税外収入を合わせた自主財源は一般会計収入の60.8%に達しており、遼寧省の自主財源の34.4%より高い水準にある。また浙江省の地方税は一般会計収入の51.5%を占めることに対し、遼寧省のそれは26.0%である。自主財源比率の高さは、省級政府の財政的自立性の基礎であり、地域の公共サービスの格差になる原因となる30。

富裕でない省では、財政収入に占める地方税、自主財源のウエイトが低い。2018年に東北三省の吉林省の自主財源は同 27.6%、地方税が同 19.8%である。黒竜江省のそれは同 21.4%、地方税が同 16.4%である。西部地域にある貴州省では、自主財源は同 24.9%、地方税は同 18.3%である。自主財源の水準が低い省級地区に対し中央政府からの財政移転のウエイトが高くなる 31)

第3に、中央政府からの財政移転と税収還付(中央補助収入)は、依存財源に大きなウエイトを占めている。2018年に中央政府から遼寧省に対する財政移転額は2,464億元で省政府財政収入の32.4%を占める。中央から東北三省の吉林、黒龍江2省への財政移転も大きい。2018年の中央から吉林省への財政移転と税収還付は同47.2%(2,124.9億元)であり、黒龍江は同51.3%(3,072.5億元)である。また西部地域にある貴州省は、同42.8%(2,968.1億元)を占める。これに対して経済的に発展した浙江省は、同10.9%(1,185.95)である32)

遼寧省は社会保障と雇用に対する財政負担の割合が高いため、中央政府からの財政移転額も大きいと考えられる。 2018年に遼寧省の社会保障と雇用支出は、一般公共予算支出(5,337.7 億元)の 27.4%(1,463.5 億元)であるのに対し、 吉林省のそれは 16.7%(634.1 億元)である。黒竜江省は同 21.9%(1,024 億元)である。一方、経済的に発展した浙 江省は、同 10.6%(914.9 億元)である <sup>33</sup>。

遼寧省の社会保障と雇用支出のウエイトが高い背景は次のように考えられる。遼寧省では 2004 年以降東北地域従来型工業基地振興戦略と国有企業改革の深化に伴い、国有企業や集団企業(都市部)から削減された大量の従業員の年金、医療などの社会保障に対する財政補助が大きくなったため、中央政府からの財政移転が増加したことが見られる。また、遼寧省は 2014 年から経済成長が減速している。これは省政府の財政収入と税収にも反映されている。2017 年から遼寧経済はマイナス成長からプラス成長への転換になった 34)

第4に、遼寧省の「地方政府一般債務収入」の割合が高い。2018年に地方債収入は遼寧省一般会計収入(自主財源+依存財源)の19.4%(1,473.5億元)を占める<sup>35)</sup>。2014年8月に「予算法」の改正により地方政府は、国務院の規定に基づいて上限額以内で地方債を発行することになった。『中国財政統計年鑑』には一般地方債のことを「地方政府一般債務収入」として計上されている。中国の地方債は、一般地方債(中国語:「地方政府一般債務収入」)と特別地方債(中国語:「専項地方債務」」)の2種類からなる。地方政府の依存財源の項目に計上されているのは、一般地方債(地方政府一般債務収入)のことである<sup>36)</sup>。

一般地方債は、地方政府が地域の大衆衛生、都市農村コミュニティの公共施設、水利建設など地域住民の生活を改善し、公共サービスの均等化の水準を高め、少子高齢化に対応し、地方政府の財政支出の不足を補填するために発行されるものである<sup>37)</sup>。

特別地方債(専項地方債務)は、「予算法」により発行の権限が付与され、また国務院の規定に基づいて一定の収益性のある事業を発展させるために発行されるものである。地方政府が特別地方債を発行することを通じて地域のインフラ整備や融資を行う。2020年に政府は新型コロナウイルスの対応策として、また経済回復を実施するために、2020年5月に開かれた全人代の承認を受けて新たに4兆7,300億元の地方債を発行し、そのうちの一般地方債の上限額は9,800億元で特別地方債(専項地方債務)の上限額は3兆7500億元に達している38)。

	7		
0			
1			
M			
- 10			

	2010	2015	2018
一般会計収入(億元)(%)	3,635.15 (100)	7,004.76 (100)	7598.63 (100)
一、自主財源(%)	2,004.84 (55.2) (100)	2,127.39 (30.4) (100)	2,616.08 (34.4) (100)
1. 地方税	1516.65 (41.7) (75.6)	1,650.45 (23.6) (77.6)	1,976.13 (26.0) (75.5)
2. 税外収入	488.18 (13.4) (24.4)	476.94 (6.8) (22.4)	639.95 (8.4) (24.5)
①専項収入	55.02 (1.5)	161.04 (2.3)	156.37 (2.1)
②行政事業性料金収入	131.92 (0.4)	112.80 (1.6)	112.59 (1.5)
③罰金及び没収収入	60.10 (0.2)	76.64 (1.1)	157.05 (2.1)
④国有資本経営収入	131.09 (3.6)	22.99 (0.3)	8.59 (0.1)
⑤国有資源(資産)有償使用収入	97.84 (2.7)	87.45 (1.3)	151.21 (2.0)
⑥その他の収入	12.10	16.01	54.15
二、依存財源(%)	1,630.31 (44.8)	4,877.37 (69.6)	4982.55 (65.6)
①中央政府補助収入	1,243.51 (34.2)	1,924.99 (27.5)	2464.04 (32.4)
②地方政府債務収入	60.00 (1.7)	1,709.07 (24.4)	1473.5 (19.4)
③前年繰越金	276.66 (7.6)	470.56 (6.7)	336.14 (4.4)
④その他(調入資金、調入予算安定 調節資金等を含む)	50.15 (1.3)	772.75 (11.0)	708.86 (9.3)

表 6 遼寧省の一般会計収入 (2010年、2015年、2018年) (単位:億元、%、決算)

注:2010年の地方政府債務収入は、「財政部代理発行地方政府債券収入」として計上された。2020.12.31

出所:『中国財政年鑑)』2011年版、2016年版、2019年版により作成。

#### 第2節 遼寧省の地方税体系と税収構造

2018 年現在の遼寧省の地方税体系と税収構造の現状と特徴を次のように整理できる。第1に、付加価値税、企業所得税、個人所得税を主要税とし、不動産関連諸税を補完税とする省政府の地方税体系が形成され、財源システムの中心となっている。2018 年に付加価値税、企業所得税、個人所得税の3つの主要税の税収は1,252.1 億元で省税収全体(1,976.1 億元)の63.4%となった。城鎮土地使用税、契約税、不動産税、耕地占用税、土地増価税の不動産関連5税は、461.5 億元で同23.4%%を占める39。

第2に、遼寧省の地方税体系は地方独立税と共有税の地方分から構成される。2018年に共有税の地方分が遼寧省の地方税体系に占めるウエイトは74.5%に達しており、そのうち、共有税の地方分としての付加価値税は、同42.3%、企業所得税は、同16.0%、個人所得税は、同5.0%、付加価値税と個別消費税の付加税としての都市維持建設税は、同7.4%、印紙税は、同1.6%、資源税は、1.8%である40。

第3に、1994年の分税制を契機に中央政府と省政府との間に税源配分が行われた。現在の税収構造は、付加価値税(増値税)、サービス消費税(営業税)、企業所得税、個人所得税の4税が主要税であるとともに、共有税の主体でもある。共有税の地方分である付加価値税およびサービス消費税の中央・地方間の配分の変化に言及する。今まで付加価値税は従来の75%前後のウエイトで中央へ配分され、地方(省級政府)への配分率は25%前後であったが、前述したように2017年11月に国務院が公布した「サービス消費税(営業税)暫行条例」の廃止および「付加価値税暫行条例」の改正に伴い、実質的な地方独立税として役割を果たしてきたサービス消費税が付加価値税に統合されることになった。これは税体系と税収構造の変化をもたらしている。2018年に共有税としての付加価値税は、省税収全体に占めるウエイトは廃止する前の45.9%(2015年)から統合以降の42.3%(2018年)まで低下した。これは遼寧省では、サービス消費税が付加価値税に統合された後の付加価値税の税収減少を意味している410。

第4に、2018年に省税収全体に占める企業所得税の割合は16.0%(836.2億元)である。これは全租税収入(中央+地方)における企業所得税の22.5%より低い水準にある。遼寧省における企業所得税収入の減少はさまざまな原因があるが、近年の経済減速や企業経営難などによるものと考えられている42。

第5に、2018年の個人所得税の省税収における割合は5.0%である。このウエイトは全租税収入(中央+地方)における個人所得税の8.9%より3.9ポイント低い。全租税収入における個人所得税は、1994年の1.4%から2018年の8.9%

まで高くなったことが高度経済成長や経済発展に伴い、高所得者が急増し、また税務行政管理を強化した結果であると言えるが、遼寧省の個人所得税の割合が全国平均より低くなったことは、近年の遼寧省の経済減速が遼寧省の税収にも反映されている <sup>43</sup>。

第6に、2018年の遼寧省の不動産関連諸税は、省税収における割合は23.4%である。このウエイトは、全租税収入(地方)における不動産関連諸税の11.4%よりかなり高い。不動産関連諸税のうち、高い地位を占める契約税(不動産取得税)は6.6%、城鎮土地使用税は7.2%、不動産税は5.2%である。これは1998年以降の都市部住宅改革と市場化の進展、大都市における不動産市場の拡大に伴い、契約税などの資産課税の地位が一層高くなったと言える。遼寧省内には大連市と瀋陽市のような発展した大都市があり不動産価格が高い。ただ不動産課税について現在中国では個人住宅の保有段階にある不動産税(日本の固定資産税)が課税されていない。これは今後の重要な改革課題となっている44。

## 表7 2018年の遼寧省の地方税体系 (単位・%、決算)

表 /	2018 年の建學者の地方祝体系 (単位:%、决算)
地方税	地方独立税(省税収全体に占めるウエイトは、25.5%)
(地方独立税 + 共有税の地方分)	1) 城鎮土地使用税 (7.2%)
	2) 契約税 (6.6%)
	3) 不動産税 (5.2%)
	4) 耕地占用税 (0.5%)
	5) 土地増価税(3.9%)
	6) 車船税 (1.9%)
	7) 煙葉税及びその他税収収入 (0.3%)
	共有税の地方分(省政府分)(省税収全体に占めるウエイトは、74.5%)
	1)付加価値税((増値税)(省税収全体に占めるウエイトは 42.3%)
	2) 企業所得税(同 16.0%)
	4) 個人所得税(同 5.0%)
	5) 印紙税 (同 1.7%)
	6) 都市維持建設税(同 7.3%)
	7) 資源税 (同 1.8%)

(注) 共有税の地方分と遼寧省政府独立税の数値は『中国財政年鑑』2019年版による。

遼寧省政府の財源構造について、遼寧省の自主財源は吉林省と黒竜江省より相対的に高いが、南方地域の浙江省と比べて低い。自主財源比率の高さは、省級政府の財政的自立性の基礎となり、地域の公共サービスの格差になる原因でもある。依存財源について、遼寧省は吉林と黒竜江2省と比べて中央政府からの財政移転が相対的に低いが、豊かな浙江省のそれより高い。遼寧省の社会保障関係費の割合が一般公共予算支出の27.4%(2018年)となっている。省政府の社会保障に対する財政補助が大きく、中央政府からの財政移転が増加したといえる。また遼寧省の地方政府一般債務収入の割合が高い。これは省政府は地域住民の生活を改善し、公共サービスの均等化の水準を高め、地方政府の財政支出の不足を補填するために一般地方債を発行していることを示している。

遼寧省の地方税体系は地方独立税と共有税の地方分から構成される。2018年に共有税の地方分が省税収構造の74.5%を占める。地方独立税の割合が低く、そのうちの不動産関連諸税が高い。実質的な地方税であるサービス消費税から付加価値税への統合により、共有税としての付加価値税の割合は廃止する前の45.9%(2015年)から42.3%(2018年)まで低下した。これは遼寧省では、統合された後の付加価値税の税収減少を意味している。また遼寧省の企業所得税と個人所得税の省税収に占める割合は全国の平均水準より低い。これは近年の遼寧省の経済減速が税収にも反映されているものと考えられている。

-				
9				
		1		
			Sed.	
-38				
- 16				
	and the same			

			2010	2015	2018
地方税収	(億元) (%	)	1516.65 (100)	1650.45 (100)	1976.13 (100)
	主要税合計	$\dagger = 1 + 2 + 3 + 4$	880.85 (58.1)	1065.16 (64.5)	1252.19 (63.4)
		① 付加価値税	188.84 (12.5)	286.17 (17.3)	836.28 (42.3)
		② サービス消費税	453.75 (29.9) 42.4	471.30 (28.6) 45.9	
		③ 企業所得税	174.06 (11.5)	235.26 (14.3)	316.71 (16.0)
		④ 個人所得税	64.2 (4.2)	72.43 (4.4)	99.2 (5.0)
	補完的諸稅	ź	635.8 (41.9)	585.29 (35.5)	724.66 (36.6)
		⑤ 城鎮土地使用税	108.05 (7.1)	125.41 (7.6)	142.6 (7.2)
		⑥ 契約税	152.94 (10.1)	105.05 (6.4)	130.56 (6.6)
		⑦ 不動産税	45.91 (3.0)	82.37 (5.0)	101.83 (5.2)
		⑧ 耕地占用税	96.43 (6.4)	15.07 (0.9)	10.14 (0.5)
		⑨ 土地増価税	77.59 (5.1)	46.14 (2.8)	76.39 (3.9)
		⑤~⑨不動産関連諸税	480.92 (31.7)	374.04 (22.7)	461.52 (23.4)
		⑩ 資源税	46.45 (3.1)	37.63 (2.3)	41.32 (2.1)
		⑪ 都市維持建設税	71.62 (4.7)	117.56 (7.1)	144.73 (7.3)
		② 印紙税	22.81 (1.5)	25.98 (1.6)	34.09 (1.7)
		③ 車船税	12.28 (0.8)	28.81 (1.8)	37.07 (1.9)
		⑭ 煙葉税	0.53	1.08	0.92
		⑤ その他税収収入	1.20	0.19	0.16

表8 遼寧省の税収構造(2010年、2015年、2018年)(単位:億元(%)、決算)

(出所)『中国財政年鑑』2011年版、2016年版、2019年版により作成。

#### 第3節 遼寧省の財政支出構造とその特徴

中国の地方政府の財政支出(一般会計支出)は、省政府が直接責任をもつ事業、活動に対する支出と中央、省両政府の事業に対する負担金や債務支出(公債)から構成される。省政府が直接責任をもつ事業、行政活動に対する支出は、「一般公共予算支出」といわれている。国事業負担金(上解中央支出)、地方政府一般債務元本返済、予算安定調節資金と調出資金、他の地域への支援、次年度繰越金などは、一般公共予算支出と別々に記載されている。本研究では、ここではこれら全体を財政支出の実際の規模とみなす。財政統計の細分化と予算制度の改革によって現在の中国の地方政府の事業に関する一般会計支出の項目は23になり、本研究では次のように整理した45。

文教科学衛生関係費は、教育費、文化体育とメディア事業費、科学技術事業費、医療衛生と計画生育費からなる。社会保障と雇用関係費は、社会保障・雇用支出と住宅保障であるが、社会保障・雇用支出のうち、行政部門・事業単位の退職、離職年金への財政補助、国有企業を含む企業従業員基本年金保険基金に対する財政補助、都市農村住民基本年金保険基金に対する財政補助、見舞金、退役安置、障碍者事業費、最低生活補助、社会福利費、雇用関係補助等を合わせたものである。交通運輸支出(インフラ整備)は、道路・水路運輸費(建設費を含む)、空港整備、公共交通への補助、郵政事業等である。都市農村コミュニティ支出は、都市農村コミュニティ(社区)公共施設費、コミュニティ事務管理費等である。農林水関係費は、農業生産支援費と農林水利気象等部門事業費からなる。省エネルギ環境保全支出は、環境保全、省エネルギ節約利用、汚染排出、環境観測と監察、自然生態保護、環境保護管理事務費等である。一般公共サービス支出(一般行政費)は、財務・統計・税務・監査・税関の行政費と一般行政費からなる。公共安全支出は、警察、検察、裁判、武装警察と国防の各支出である。その他の支出は、資源地質探査費、商業サービス業関連費、金融支出、食料・食油物資管理、国土海洋気象等支出、その他の地区支援費、国内外債務の元利償還、国内外債務発行費、その他支出である。460。

省政府が直接責任をもつ事業、行政活動に対する支出(一般公共予算支出)と国事業負担金(上解中央支出)、地 方政府一般債務元本返済、予算安定調節資金と調出資金、次年度繰越金などを含めた2018年の遼寧省の財政支出の 合計は、7,598.6 億元である。省政府財政の本来的行政活動の財政支出に見た遼寧省の支出構造の特徴を次のように 整理することができる。

第1に、市場経済の進展と財政改革の深化に伴い、省政府財政の中心的役割は本来的行政活動に転換するようになった。遼寧省の一般公共財政支出において教育・文化・科学技術・衛生関係費、社会保障関係費と雇用支出、交通運輸支出(公共事業費)、都市農村コミュニティ支出と農林水関係費が中心となっている。2018年の5つの経費は、一般公共財政支出の73.3%(国事業負担金、地方政府一般債務と繰越金等を除く支出に対して)を占めている。(表9、参照)。

第2に、社会保障関係費の割合が最も大きい。省政府の一般公共予算支出における社会保障関係費の割合は、2010年の20.8%から2015年の24.5%、2018年の30.3%まで増加した。そのうちの社会保障と雇用費は2010年の18.1%から2015年の21.5%、2018年の27.4%まで増加した。その社会保障と雇用費支出額は2010年の579.8億元から2015年の995.1億元、2018年の1.463.5億元まで2.5倍の増加である(表9、参照)。

社会保障関係費の大幅な増大は、遼寧省の財政支出における大きな特徴である。前述したように、1998年以降、省政府は国有企業や集団企業からレイオフされた従業員の年金基金に対する財政補助が大きい。2015年と 2018年は同様であるが、社会保障と雇用支出のうち、企業従業員基本年金保険基金に対する財政補助と都市農村住民基本年金システムの整備とその水準向上のための財政補助、および行政部門・事業単位の退職、離職年金への財政補助が大きな割合を占めている。これらは、年金生活を送っている退職者が大量であること、また省政府が年金や、生活保護などの社会保険制度の整備を最重要な課題として取り組んでいることを示している 47)

第3に、文教科学衛生関係費の割合は省政府一般公共予算支出の20%以上であり、財政支出項目において第2位の大きさである。そのうちの教育費の割合は、同12-13%である。金額は2010年の405.6億元から、2015年の610.2億元、2018年の653.8億元まで1.6倍の増加である。教育費は、普通教育と職業教育およびその他の教育に関する支出である。遼寧省政府が管轄し運営している公立大学と公立職業技術学院は58ヵ所(2018年)、そのうち、4年制大学は、34か所、職業技術学院は、24か所である。遼寧省の教育支出額は、吉林省の513億元、黒竜江省の544億元より大きいのに対し、浙江省の1,572億元より小さい480。

第4に、医療衛生と計画生育費の割合は、2010年の4.8%から、2015年の6.3%、2018年の6.6%まで増加した。金額は2010年の151.3億元から2015年の281.9億元、2018年の350.6億元まで2.3倍の増加である。そのうち、最も大きな割合を占めるのは、新型農村合作医療保障制度と都市住民基本医療保険制度を整備するための支出である。そのほかには、医療衛生と計画生育費の医療衛生事務費、公立病院、基層医療衛生機構、大衆衛生に関する支出である。基本医療保険基金に対する財政補助が一定の割合を占めることが大きな特徴である。たとえば、遼寧省にある大連市の基本医療保険基金に対する財政補助は、医療衛生と計画生育費の約40%を占める。この基本医療保険基金に対する財政補助は、医療衛生と計画生育費の約40%を占める。これらを通じて都市農村間の医療保障に存在する格差を是正するうえで重要な役割を果たしている49。

第5に、公共事業費としての交通運輸支出の割合は、省政府一般公共予算支出の45%程度である。金額は2010年の140.2億元から2018年の211.9億元まで1.5倍の増加である。交通運輸費は、地域の道路、水路、空港を整備し、市民生活の質を高め、対外開放の環境を改善するために、公共事業が拡大している50。

第6に、都市農村コミュニティ支出の割合は、2010年の11.3%から2015年の10.7%、2018年の8.7%まで増加した。金額は2010年の360.3億元から2015年の494.3億元、2018年の462.5億元まで1.2倍の増加である。そのうち、都市農村のコミュニティの公共施設建設が大きな割合を占めることが考えられる。たとえば、大連市では、都市農村のコミュニティの公共施設建設支出の割合は、都市農村コミュニティ支出の68.3%に達している。これは地方政府が地域の住民の生活環境を改善し、基層政府の行政サービスの水準を高めることに必要な財源を投入したことを示している510。

第7に、農林水関係費の割合は、2010年の9.0%から2015年の9.7%、2018年の8.7%まで増加した。金額は2010年の289億元から2015年の446億元、2018年の461.7億元まで1.5倍の増加である。ここでは、農業構造調整に対する財政補助、災害防止減少、水利建設が一定の割合を占めている52。

0			
	4		
3		400	
10			
	-		

The last the						
	2010	2015	2018			
一般会計支出合計(億元)(%)	3,635.15 (100)	7,004.76 (100)	7598.63 (100)			
一、一般公共予算支出	3,195.82 (87.9) (100)	4481.61 (64.0) (100)	5,337.72 (70.3) (100)			
1. 文教科学衛生関係費	682.41 (18.8) (21.4)	1,049.71 (15.0) (23.4)	1,151.14 (15.2) (21.6)			
うち、教育費	405.39 (11.2) (12.7)	610.24 (8.7) (13.6)	653.88 (8.6) (12.3)			
2. 社会保障と雇用関係費	663.63 (18.3) (20.8)	1,132.03 (16.2) (25.3)	1,614.65 (21.3) (30.3)			
うち、社会保障と雇用費	579.84 (16.0) (18.1)	995.10 (14.2) (22.2)	1,463.57 (19.3) (27.4)			
3. 交通運輸支出	140.29 (3.9) (4.4)	269.98 (3.9) (6.0)	211.90 ( 2.8) (4.0)			
4. 都市農村コミュニティ支出	360.31 (9.9) (11.3)	494.34 (7.1) (11.0)	462.51 ( 6.1) (8.7)			
5. 農林水関係費	289.0 (8.0) (9.0)	446.07 (6.4) (9.9)	461.74 ( 6.1) (8.7)			
6. 省エネルギー環境保全支出	77.44 (2.1) (2.4)	116.79 (1.7) (2.6)	94.21 ( 1.2) (1.7)			
7.一般公共サービス(行政費)	352.4 (9.6) (11.0)	356.51 (5.1) (7.9)	423.03 ( 5.6) (7.9)			
8. 公共安全(警察、警察、裁判)	191.29 (5.3) (6.0)	256.72 (3.7) (5.7)	354.49 ( 4.7) (6.6)			
9. 他の地域に対する支援		10.40 (0.2) (0.2)	12.67 ( 0.1) (0.2)			
10. その他	130.01 (12.0) (13.7)		551.38 ( 7.3) (10.3)			
二、国事業負担金、一般債務支出等	439.33 (12.1)	2,523.15 (36.0)	2,260.90 (29.7)			
国事業負担金	71.55 (2.0)	82.14 (1.2)	76.79 (1.0)			
地方政府一般債務元本返済		1,594.05 (22.7)	1,303.38 (17.1)			
予算安定調節資金と調出資金	50.14 (1.4)	498.17 (7.1)	463.27 (6.1)			
他の地域への支援		0.02				
その他	1.12	39.69 (0.6)	0.11			
次年度繰越金	316.52 (8.7)	309.68 (4.4)	417.35 (5.5)			

表 9 遼寧省の一般会計支出 (2010年、2015年、2018年) (単位:億元、%、決算)

注:2010年には地方政府一般債務元本支出は、「国債元本と利子支出」として計上されていた。

国事業負担金とは、中国語では「上解中央支出」と言われるが、これは年末決算の際、地方財政が財政体制の規定に従い、地方財政から一部の資金を出して中央財政に上納する資金である。地方から見て支出(負担金)となるが、中央政府からみると、それは収入となる。

出所:『中国財政年鑑)』 2011 年版、2016 年版、2019 年版により作成

遼寧省の財政支出構造の分析からわかるように、省政府の財政の中心的役割は本来的行政活動に転換するようになった。遼寧省の文教・科学技術、医療衛生費、社会保障関係費、交通運輸支出、都市農村コミュニティ整備費と農林水関係費が省政府の一般公共予算支出の70%以上となり、省財政支出の中心となっている。社会保障関係費の大幅な増大は、遼寧省の財政支出における大きな特徴である。省政府は企業従業員基本年金保険基金に対する財政補助、都市農村住民基本年金システムの整備とその水準の向上に対する財政補助、および行政部門・事業単位の退職、離職年金に対する財政補助が大きな割合を占めている。これは、省政府が年金や生活保護などの社会保険制度の整備を最重要な課題として取り組んでいることを示している。文教科学衛生関係費の割合は 20%以上で、財政支出項目において第2位の大きさである。そのうちの教育費の割合は、省政府一般公共予算支出の12-13%である。医療衛生関係費において、新型農村合作医療保障制度と都市住民基本医療保険制度に対する財政補助が省財政支出に一定の割合を占めることは大きな特徴である。地域の道路、水路、空港を整備し、市民生活の質を高め、対外開放を拡大するための公共事業費は省政府一般公共予算支出の45%程度であるが、最近の都市農村のコミュニティの公共施設の建設が一定の割合を占めることは、地方政府が地域の住民の生活環境を改善し、基層政府の行政サービスの水準を高めることに必要な財源を投入したことを示している。

このような支出構造の特徴は、遼寧省政府が企業的活動との直接関係をなくし、教育、医療衛生、社会保障、イン

フラ整備、都市農村コミュニティの公共施設整備といった本来的行政活動に転換したことを示している。また市民の 文化的健康的な生活水準を高め、地域の公共サービスを充実することはが省政府にとって最も重要な事業と政策課題 になっている。

#### 第4節 現代中国地方財政の改革課題

上述した分析から現代中国地方財政にむけての改革課題を次の4点に整理することができる。第1に、現行の地方税体系は、地方独立税のウエイトが低い。不動産関連税が地方税におけるウエイトが高いが、個人住宅を購入する段階で契約税(不動産取得税)を課税されているが、保有段階での家屋税(固定資産税)を課税されていない。その改革課題としては、地方独立税の割合を高めるために、また普遍性、安定性と応益性という地方税原則から個人住宅の保有段階にある不動産税を導入することが求められる5%。

第2に、省級政府や大都市政府は、ナショナル・ミニマムを保障するために重要な役割を果たしている。しかし、現状では地方税の割合が低いため、特に財政力が弱い地方政府は地域の住民に十分な公共サービスを提供するための財源が不足している。今後、中央政府と省級政府のみならず、省、市、県の3階層の地方政府のそれぞれの権限と責任を規範化する。たとえば、省政府と地級市政府および県政府は、農村地域の義務教育、公共衛生、医療保障、道路建設などの公共サービスに関する事務を明確に配分する。そのうえで、上級政府が産業発展が遅れ、税収の規模が小さく、財政力の弱い基層政府や農村地域に対して財政移転を増額する。農村地域における義務教育、医療保障、電力の確保、また農業基盤の整備や農業支援といった政策に財源が求められているので、省政府はこれらに必要な財源を地級市(または地区)政府を経由せず、すべての県級地方政府へ直接配分すべきである 54)。

第3に、遼寧省の支出構造からわかるように、遼寧省政府が、教育や年金、医療衛生などの社会保障、インフラ整備、都市農村コミュニティの公共施設整備といった本来的行政活動に重点を置くようになった。地域住民の文化的健康的な生活水準を高め、地域の公共サービスを充実することはが省政府にとって最も重要な政策課題になっている。一方では、国有経済の比重の高い遼寧省では、社会保障と雇用、医療衛生費は財政支出におけるウエイトが他の省より高い。今後、都市農村住民の年金、医療保険に対する省政府の財政補助が一定の割合を保持するために、年金保険と医療保険に生じた格差問題を是正し、省政府の財源を給付水準の低い地域住民(都市部+農村部)年金保険と医療保険に多く支出することが求められる。

第4に、中国では『地方財政法』、『地方税法』のような法律は整備されていない。地域の公共サービスの均等化を図り、地方の財源を確保するために、地方政府が一定の課税自主権を付与されることが望ましい。

#### おわりに

以上、中国の地方財政の現状とその特徴を整理したうえで、遼寧省を事例に省級政府の財源構造、税収構造、地方 税体系および支出構造の現状と特徴および課題について検討した。

中国の地方財政改革が目指しているのは、都市農村間、地域間の不均等の発展や財政力の格差を是正し、公共財政システムを構築するうえで現代地方財政制度を確立することである。40年間の改革開放を経過して中国の地方財政も大きく変化してきた。1994年の分税制改革以降、地方税制が成立し、経済的に発展した地域の省級政府の財源が豊かになり財政的自立性も高くなった。地方財政は実質的に地方分権的要素を持っているといえる。省級政府は下級政府に対し管轄・監督し支援する関係となっているため、大きな権限と責任を持っている。

現在の政府の予算は、一般公共予算収入、政府性基金予算収入、社会保険基金予算収入、および国有資本経営予算収入の4つからなる。中央政府と省級政府の税源配分率は51.4:48.6(2018年)となっている。付加価値税とサービス消費税の統合によって2018年の中央と地方の付加価値税の配分率は、従来の中央75%、地方25%から中央50%、地方50%に変化した。現在の地方政府の財源は、地方税を中心とする自主財源と中央政府から財政移転、一般地方債などから構成される。地方税体系の特徴は、地方独立税と共有税の地方分からなること、地方独立税の比重が低く、不動産関連諸税は地方独立税の主体となっていること、財産保有税である家屋税が地方税となっていないことなど、



である。

地方政府は85%以上の公共財政支出の事務を分担している。中央政府から地方政府への財政移転では、一般性移転支払と専項移転支払両者は、80%以上を占め、一般補助金の割合は55%(2018年)まで増加した。このことは、中央から地方への財政移転が都市農村間、また省級地区間の格差を是正し、公共サービスの均等化とその水準の向上に大きな効果を収め、地方財政調整の本来の目的に叶ったと言える。

遼寧省政府の自主財源は吉林省と黒竜江省のそれより相対的に高いが、南方地域の浙江省と比べて低い。自主財源 比率の高さは、省級政府の財政的自立性の基礎となり、地域の公共サービスの格差になる原因でもある。遼寧省の依 存財源は吉林と黒竜江2省と比べて中央政府からの財政移転が相対的に低いが、豊かな浙江省のそれより高い。これ は省政府の社会保障に対する財政補助が大きく、中央政府からの財政移転が増加したといえる。また遼寧省の地方政 府一般債務収入の割合が高い。これは省政府が地方政府の財政支出の不足を補填するために一般地方債を発行してい ることである。遼寧省の地方税体系は地方独立税と共有税の地方分から構成される。2018年に共有税の地方分が三 分の二以上を占める。地方独立税の割合が低く、そのうちの不動産関連諸税が高い。また実質的な地方税であるサー ビス消費税から付加価値税への統合により、共有税としての付加価値税は減少している。

遼寧省の財政支出構造の分析からわかるように、省政府財政の中心的役割は本来的行政活動に転換するようになった。遼寧省の文教・科学技術、医療衛生費、社会保障関係費、交通運輸支出、都市農村コミュニティ整備費と農林水関係費が70%以上となり、省財政支出の中心となっている。社会保障関係費の大幅な増大は、遼寧省の財政支出における大きな特徴である。省政府では、企業従業員基本年金保険基金に対する財政補助、都市農村住民基本年金システムの整備とその水準向上のための財政補助、および行政部門・事業単位の退職、離職年金への財政補助が大きな割合を占めている。これは、省政府が年金、生活保護などの社会保障制度の整備を最重要な課題として取り組んでいることを示している。また新型農村合作医療保障制度と都市住民基本医療保険制度に対する財政補助が省財政支出の中で一定の割合を占める。都市農村のコミュニティの公共施設の整備が一定の割合を占めることは、地方政府が地域住民の生活環境を改善し、基層政府の行政サービスの水準を高めることに必要な財源を投入したことを示している。

このような支出構造の変化と特徴は、遼寧省政府が企業的活動との直接関係をなくし、教育、医療衛生、社会保障、インフラ整備、都市農村コミュニティの公共施設整備といった本来的行政活動に重点を置くことを示している。

現代中国地方財政の改革課題を次の4点に整理することができる。第1に、地方の財源を確保し、地方独立税の割合を高めるために、また普遍性、安定性と応益性という地方税原則から個人住宅の保有段階にある不動産税を導入することが求められる。第2に、中央政府と省級政府のみならず、省、市、県の3階層の地方政府のそれぞれの権限と責任を規範化する。省政府と地級市政府および県政府は、農村地域の公共サービスに関する事務を明確に配分する。そのうえで、都市農村間の格差を縮小するために、遅れた農村地域に対してより多くの財政移転を行うべきである。省政府からの財政移転を地級市政府を経由せずに、直接県級地方政府に配分すべきである。第3に、遼寧省の支出構造からわかるように、社会保障関係費は他の省のそれより高い割合を占めている。今後、都市農村住民の年金、医療保険に対する省政府の財政補助が一定の割合を保持するために、年金保険と医療保険に生じた格差問題を是正し、省政府の財源を給付水準の低い地域住民年金保険と医療保険により多く支出することが求められる。第4に、中国では『地方財政法』、『地方税法』のような法律は整備されていない。地域の公共サービスの均等化を図り、地方政府の財源を確保するために、中央政府は地方政府に一定の課税自主権を付与することが望ましい。

地方財政の特徴と課題を掘り下げるために大都市財政の研究が不可欠である。本稿は省政府財政を中心に検討したが、大都市財政についての検討を今後の課題としたい。

#### <注>

- 1) 財政改革の目標については、高培勇「税財政システム改革 40 年の経験と示唆(財税体制改革 40 年的经验与启示)」『人民日報』 2018 年 8月 30 日、参照。
- 2) 中国の省級地区の人口は、『中国統計年鑑』 2019 年版、[2016、曹瑞林]、参照。
- 3) 省級政府が分担している地域のインフラ整備、義務教育、社会保障などの公共サービスは、『中国財政年鑑』2019 年版、pp295-313、[曹

瑞林、2016]、参照。

- 4) 遼寧省の国有企業改革について [ 松野周治、2020]pp.127-146 など、参照。
- 5) 中国の 4 層政府は、[ 曹瑞林、2016]、『中国統計年鑑』 2019 年版(中国统计年鉴 2019 stats.gov.cn、参照。
- 6) 地方政府の財政的自立性について、[曹瑞林、2012]、参照。
- 7) 2013 年以降の税財政改革の課題は、「曹瑞林、2016」、[一般財団法人日中経済協会、2019 年]pp17、[ 関志雄、2015]pp181-182 など、参照、 政府の収入は、『中国財政年鑑』 2019 年版、pp314、pp332、pp324 による。
- 8) 2018年全国一般公共財政収入の規模は、『中国財政統計年鑑』2019年版 pp295による。
- 9) 全国政府性基金収入、全国社会保険基金収入、全国国有資本経営収入は、『中国財政統計年鑑』pp314、pp332、pp324 による。
- 10) 2018年の税収(中央+地方)は、『中国財政統計年鑑』pp295、「表1 現代中国税体系」による。
- 11) 付加価値税の改正は、[劉佐、2020]pp27-60、pp446による。
- 12) 企業所得税と個人所得税の配分率は、[劉佐、2020]pp446 による。
- 13) 中央と地方の税源配分率は、「表2 中央と地方の税収配分の推移」、参照。
- 14) 中央と地方の税収配分は、「表2 中央と地方の税収配分の推移」、「表3中国の中央税と地方税の体系」、参照。
- 15) 中央税体系と地方税体系の現状は、「表3中国の中央税と地方税の体系」、参照。
- 16) 中央と地方政府の経費配分は、「表4中央政府と地方政府の事務配分(経費配分)」、参照。
- 17) 中央と地方の財政支出について『中国財政年鑑年』2019年版、pp295-313による。
- 18) 中央と地方の経費配分と地方政府の分担割合は、『中国財政年鑑』 2019 年版 pp296-313 頁により整理した。
- 19) 中国における二段階の地方財政調整制度について[曹瑞林、2016]、[内山昭、2019]など、参照。
- 20) 中国の地方財政調整制度の3つの方法について、[曹瑞林、2016]、参照。
- 21) 地方一般公共予算収入について、『中国財政年鑑年』2019年版、pp308による。
- 22) 2018 年の中央政府から中西部地域に対する財政移転額は、「2018 年財政部年中央予算報告」による。
- 23) 中央政府から地方政府への財政移転額とその割合は、「表5 一般転移支払、専項移転支払、税収還付の推移」、参照。
- 24) 財政移転額について、「表5一般転移支払、専項移転支払、税収還付の推移」、参照。
- 25) 財政移転総額に占める割合について、「表5一般転移支払、専項移転支払、税収還付の推移」、参照。
- 26) 遼寧省の概要は、「<u>辽宁省 2018 年国民经济和社会发展统计公报 中国统计信息网(tjcn.org)</u>最終閲覧:2020 年 12 月 31 日、参照。
- 27) 遼寧省の4つの政府収入は、「遼寧省2018年財政決算報告」、参照。
- 28) 省政府の「一般公共予算収支決算総表」は、『中国財政年鑑』2019 年版 pp354、参照。自主財源と依存財源の概念は、[曹瑞林、2004] pp125-126 による)。
- 29) 遼寧省の財政収入について、「表、遼寧省の一般会計収入」、参照。
- 30) 浙江省、吉林省と黒竜江省の財政収入は、『中国財政統計年鑑』pp356、pp357、pp360による。
- 31) 吉林省、黒竜江省と貴州省の財政収入は、『中国財政統計年鑑』pp356、pp357、pp377による。
- 32) 中央から遼寧省への財政移転と税収還付額は、「表6 遼寧省の一般会計収入」、浙江省、吉林省、黒竜江省と貴州省の中央政府からの 財政移転と税収還付は『中国財政統計年鑑』pp356、pp357、pp360、pp377 による。
- 33) 遼寧省、吉林省、黒竜江省と浙江省の社会保障と雇用支出は、『中国財政統計年鑑』pp354、pp356、pp357、pp360による。
- 34) 遼寧省の社会保障と雇用支出について、『中国財政年鑑』 pp354 による。そのウエイトが高い背景について [ 曹瑞林、2019]、参照。
- 35) 遼寧省の「地方政府一般債務収入」の割合は、「表 6 遼寧省の一般会計収入」、参照。
- 36) 中国の地方政府債務について、[ 関志雄、2015]pp110-126、pp180  $\sim$  190 など、参照。
- 37) 一般地方債の用途について、「遼寧省 2018 年財政決算報告」、参照。
- 38) 中国の地方政府債務について、[ 関志雄、2015]pp110-126、pp180  $\sim$  190、2020 年に新たに発行された地方債について、楼继伟「地方債の持続可能な発展シンポジウム(政府债可继续发展研讨会)における基調報告」 2020 年 12 月 8 日、参照。
- 39) 遼寧省の主要税と不動産関連税の税収額は、「表8 遼寧省の税収構造」、参照。
- 40) 遼寧省の地方税体系と税収構造は、「表7 2018年の遼寧省の地方税体系」、「表8 遼寧省の税収構造」、参照。
- 41) 遼寧省の付加価値税の税収変化は、「表7 2018年の遼寧省の地方税体系」、「表8 遼寧省の税収構造」、参照。
- 42) 遼寧省の企業所得税は、『中国財政年鑑』2019 年版、pp295、「表 7 2018 年の遼寧省の地方税体系」、「表 8 遼寧省の税収構造」、参照。
- 43) 遼寧省の個人所得税は、『中国財政統計年鑑』2019 年版、pp295、「表 7 2018 年の遼寧省の地方税体系」、「表 8 遼寧省の税収構造」、 参照。
- 44)。遼寧省の不動産関連諸税は、『中国財政統計年鑑』2019 年版、pp295、「表7 2018 年の遼寧省の地方税体系」、「表8 遼寧省の税収構造」、参照)。

## 立命館食科学研究 第3号

- 45) 省政府の財政支出は、『中国財政年鑑』pp354、その概念について[曹瑞林、2004|pp129-132、参照。
- 46) 財政支出項目の分類は、『中国財政年鑑』pp309-313、[ 曹瑞林、2004]pp129-132、参照。
- 47) 社会保障関係費を含む財政支出の内訳は『中国財政年鑑』2019 年版、pp296-313、参照。
- 48) 文教科学衛生関係費と教育費の割合は、「表9 遼寧省の一般会計支出 (2010 年、2015 年、2018 年)」、遼寧省政府が管轄し運営している公立大学と公立職業技術学院は、「遼寧省教育庁 2018 年度部門決算」、参照。
- 49) 医療衛生と計画生育費の割合は、「表9 遼寧省の一般会計支出(2010年、2015年、2018年) 」、大連市の基本医療保険基金に対する 財政補助は、「大連市 2018年予算執行状況と 2019年予算報告」、参照。
- 50) 交通運輸支出の項目は、『中国財政年鑑』 2019 年版、pp296-313、交通運輸支出の割合は「表 9 遼寧省の一般会計支出 (2010 年、2015 年、2018 年)」、参照。
- 51) 都市農村コミュニティ支出の割合は、「表9 遼寧省の一般会計支出(2010年、2015年、2018年)」、大連市の都市農村のコミュニティの公共施設建設支出の割合は、「大連市 2018年予算執行状況と 2019年予算報告」、参照)。
- 52) 農林水関係費の支出項目は、『中国財政年鑑』2019 年版、pp296-313、農林水関係費の割合は「表 9 遼寧省の一般会計支出 (2010 年 、 2015 年 、2018 年)」、参照。
- 53) 地方税体系の改革課題について、[曹瑞林、2019]、参照。
- 54) 省、市、県の3階層の地方政府のそれぞれの権限と責任について、「曹瑞林、2016」、参照。

## <参考文献>

馬海濤等著『中国基本公共サービス均衡化問題研究(中国基本公共服务均等化问题研究)』経済科学出版社、2011 年 1 月高培勇著『財税体制改革と国家統治の現代化(財税体制改革与国家治理现代化)』社会科学文献出版社、2014 年 6 月 劉佐著『中国税制概覧』(第 24 版)、経済科学出版社、2020 年 4 月

宮本憲一「社会資本論の現代的課題」(森裕之・諸富徹・川勝健志編『現代社会資本論』序章所収 pp1-15)、有斐閣、2020 年 8 月神野直彦・小西砂千夫『日本の地方財政』有斐閣、2014 年 10 月

内山昭編著『財政とはなにか』税務経理協会、2014年7月

内山昭「地域経済不均等発展論と不均衡是正の課題」『立命館経済学』第67巻第5・6号

松野周治「新段階に入った東北振興戦略と日中協力の重要性」『日中経協ジャーナル』日中経済協会、2017年8月

田中宏編著『協働する地域』晃洋書房、2020年3月

曹瑞林『現代中国税制の研究―中国の市場経済化と税制改革』御茶の水書房、2004年10月

- ----「中国の省級財政・大都市財政の自立性と省級地区ミニマム」『財政と公共政策』2012 年
- ----「中国における中国における 2 段階地方財政調整の研究」『立命館経済学』、2016 年 3 月
- ----「現代中国地方税制の特徴と課題」『立命館経済学』第65巻、第5号、2017年3月
- ----「中国における地方税体系の現状と課題」『立命館経済学』第 67 巻、第 5 · 6 号、2019 年 3 月
- ――「超高齢化社会を迎えた日本の社会保障システムと課題」林宏昭・楊華編著『日本の税制論』(第9章所収)、清文社、2019年1月 厉以寧著『中国経済二重転換の道(中国経済双重転型之路)』中国人民大学出版社、2013年11月

魏加寧・王瑩瑩等著/関志雄監訳『中国の経済改革』日本経済新聞社、2020年7月

関志雄『中国 新常態の経済』日本経済新聞出版社、2015年10月

国立社会保障・人口問題研究所編『社会保障財源の制度分析』東京大学出版社、2009年2月

沈潔/澤田ゆかり [編著] 『ポスト改革期の中国社会保障はどうなるのか』ミネルヴァ書房:2016年1月

中央对地方税收返还和转移支付决算表(<u>http://www.gov.cn/gzdt/2012-07/11/content\_2181168.htm</u>

「遼寧省 2018 年財政予算執行報告と 2019 年予算草案に関する報告」

「大連市 2018 年財政予算執行報告と 2019 年予算草案に関する報告」

『中国財政年鑑』各年版

『中国統計年鑑』各年版

『中国経済データハンドブック 2019 年版』 一般財団法人日中経済協会

(そう ずいりん 立命館大学経済学部・教授)